

令和3年第8回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和3年8月25日(水) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時45分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	なし			
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	—
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	—
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	—
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	—
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	—
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	—	推9	筑 幸広	—
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	—	推10	新井 美範	—
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	—	推11	須川 朋和	—

※緊急事態宣言中のため、農地利用最適化推進委員については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため不参加。

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>今回は実質的に改選後最初の総会ということになりますが、通知でお知らせしましたとおり、緊急事態宣言が発令されていることから推進委員の皆様は不参加となっておりますのでご了承ください。</p> <p>また、皆さまにおかれましても手指の消毒やマスク着用での発言をよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
開 会	議 長	<p>ただいまから、令和3年第8回業委員会の総会を開会します。</p> <p>出席委員は、13名全員が出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。</p> <p>それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。</p> <p>神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。</p> <p>議事録署名人は、3番 長谷川 隆 委員、4番 四方田芳泰 委員をお願いいたします。</p> <p>書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第23号議案 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。</p> <p>第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分） を議題とします。</p> <p>農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいので、この案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。申請地は〇〇の駐車場に隣接する農地になります。詳しくは議案書4ページの位置図、6ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、違反等も無く適正に管理されている様子でした。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地が無いいため許可相当となるものと思われます。</p> <p>譲受人は現在〇〇市のアパートにお住まいですが、子どもの成長により手狭となってきたため、祖母が所有する申請地を使用貸借し、自己用住宅を建設する計画での申請となります。計画の詳細につきましては、7ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された申請書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>議 長 申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>藤牧委員 私も現地を確認しました。周りの環境等をみても許可相当といえると思います。</p> <p>議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>佐藤委員 2種農地ということですが、申請地は〇〇からどのくらい離れているのですか。</p> <p>事務局 約360メートルです。3種農地の基準を少し超えておりますので2種農地としました。</p> <p>議 長 ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。 第23号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>

会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>全員賛成ということで、第23号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
		<p>続きまして申請番号2番ですが、こちらは申請取下げとなりましたので、事務局は3番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>3番の説明前に2番の経緯についてご説明させていただいてよろしいですか。</p>
	議長	<p>はい。どうぞ。</p>
	事務局	<p>申請番号2番についてですが、申請受付後、譲受人の〇〇は開発協議や建築確認を受けず、無断で敷地拡張や増改築を行っていることが判明しました。今後これらの違反については是正に向けて関係機関と協議するとのことですが、現状が法令違反の状態であり、農地転用の一般基準「他法令の許認可が確実」という要件を満たせていないことから申請取下げとなりました。</p>
	事務局	<p>続けて申請番号3番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は県道上里鬼石線の〇〇より〇〇方面に100mほど進んだ左側にある農地になります。詳しくは議案書5ページの位置図、10ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、耕作している様子はありませんでしたが、草刈等の保全管理はされている様子でした。</p> <p>申請地は宅地と山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。本案件については、周辺に代替できる土地が無いため許可相当となるものと思われます。</p> <p>譲受人は土木建築や造園資材の仕入販売を行う法人で、事業拡大にあたり、既存の資材置場ではスペースが不足し保管場所が確保できないため、申請地を購入し、新たな資材置場として使用する計画での</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>長谷川委員</p> <p>議長</p> <p>木村委員</p> <p>事務局</p> <p>木村委員</p>	<p>申請となります。詳細につきましては、11ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、県道上里鬼石線は、着工時期は未定ながら拡幅工事が予定されておりますが、この農地転用・土地の売買に関しては、本庄県土整備事務所と協議を済ませているとのこと。</p> <p>提出された申請書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号3番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>既存の資材置場が手狭ということですが、そちらの確認はしたのですか。また、添付の写真には製品のようなものが写っているようですが、既存の資材置場には何が置いてあるのですか。</p> <p>既存の資材置場は〇〇から〇〇に向かって左側で、かなり大きな面積があります。事前相談の段階で県の担当者と共に現地を訪問し、係の方の案内で敷地内を確認いたしました。</p> <p>置かれているものは主にホームセンターで販売される砂利や砂で、袋詰めされてパレットに乗せて山積みされておりました。場内には大型のトラックが出入りし、十数台のフォークリフトが動いておりまして、余剰スペースはほとんど無く、敷地内に新たなる置場を確保するのは難しそうな様子でした。</p> <p>心配なのは、申請地は集落の中ですので、袋詰めされた製品を置くなら良いのですが、砂などを山積みされると風雨で問題が出ないかということなのですが、いかがですか。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>申請地には売れ筋でないと言いますか、あまり動きのない商品を既存の置場から移し、空いたスペースに売れ筋商品を置くと現地確認の際に説明がありました。</p> <p>商品はホームセンター向けと伺っていますので袋詰めされているとは思いますが、計画図にありますように隣地との保安距離をとって置くようです。申請地は狭く大型トラックも入れないのであまり動かない商品を保管したいとのことでした。</p>
	佐藤委員	<p>計画図にある写真のように積むのですか。</p>
	事務局	<p>写真はおそらく既存の置場で撮影した参考写真だと思います。</p>
	木村委員	<p>風で飛んだり雨で流れたりする心配が無いかを私は確認したかったのです。資材置場と駐車場は許可が出てしまえば何を置くか、何に化けるかという心配もあるので。</p>
	議 長	<p>何か条件とといいますか、風雨で飛ばない安全対策など意見をつけますか。</p>
	原口委員	<p>あまり動かない商品だとラップや袋が劣化して破けることもあると思いますので、条件は付けたほうが良いと思います。</p>
	長谷川委員	<p>近くに受人が以前に転用した駐車場があるのですが、計画ではフェンスは無かったのですが今は有るのですね。今回も計画にはないですが、後になって危ないこと、心配がでるかもしれませんが、どこまで注意しなければならぬのか疑問です。</p>
	議 長	<p>現地調査の時に、ここはバス停もありますので、子どもが入って遊ぶようなことがあったら危ないな</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>坂本委員</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>んて話もありました。</p> <p>雨風での流出など心配はあるかと思いますが、施工事業者の考え方に基づいて対策を講じたうえで計画している訳ですし、フェンスもいろいろありますが、設置を強制することはできませんし、計画の対策が不適切と言えない以上は確認のうえ許可の可否を判断するよう進達するしかないと考えます。</p> <p>どうでしょう。安全対策を講じる条件を付して進達することよろしいですか。</p> <p>最後に、道路の拡幅工事については実施時には了承しますという調整が済んでいるということですね。</p> <p>はい。そのとおりです。</p> <p>では、よろしいでしょうか。</p> <p>第23号議案3番について、安全対策を条件に許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第23号議案3番については、安全対策を講じることを条件に許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続きまして申請番号4番について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>申請番号4番についてご説明します。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇の東側に隣接する農地になります。詳しくは議案書4ページの位置図、12ページの案内図をご覧ください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>佐藤委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>申請地の現況については、草が生い茂っており耕作されていない様子でしたが、違反等は確認できませんでした。</p> <p>申請地の南側は整備された優良農地が広がっていることから、第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可できませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであり、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するため、許可相当となるものと思われます。</p> <p>譲受人は現在アパートで暮らしていますが、子どもの成長により手狭となっているため、妻の祖父が所有する土地を使用貸借し、自己用住宅を建設する計画での申請となります。計画の詳細につきましては、13ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された申請書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われるので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号4番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>少し補足いたします。現在、現地の草はきれいに刈られています。また、申請地は1反以上ある畑を分筆して申請されましたが、残った農地への進入路も確保されております。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号4番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第23号議案4番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第23号議案4番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第24号議案	木村委員	<p>すみません。次に進む前に質問させてください。事務局の説明で「許可相当と思われる」という言葉がありましたが、事務局で案件について事前に調整しているとは思いますが、中には調整なしで申請されるものもあると思うのですね。申請された場合は受付を拒否することはできないはずですので、そういう案件の場合はどういう表現でされるのでしょうか。</p> <p>許可相当かどうかを判断するのが農業委員会ですよね。私も経験者ですので、事務局が許可相当と思うと言ってしまうのは過剰な表現な気がするのですが。</p>
	事務局	<p>ご指摘のとおり申請の受付を拒否することはできませんが、幸い私が担当になってからはほぼすべての案件が県との事前調整を済ませて申請されておりましたので、「許可相当と思われる」という言葉で説明させていただいておりました。</p> <p>また、近隣市町の議事録を参考にしながら、分かりやすい説明を心掛けて先ほどのような説明をしておりましたが、もし事前調整なしで提出されればこの表現を使うのは難しいかなと考えております。</p> <p>[一同が説明の仕方や添付資料などについて協議]</p>
	事務局長	<p>いろいろなご意見がありましたが、県に進達する際は通常「許可相当」と明記しますので、許可相当と思われるのご説明をしておりました。これは県との調整で許可の見込みがあるということでしたが、表現の仕方は今後検討していきたいと思います。</p> <p>また、案内図等の地図につきましては、分かりやすいものを添付するよう業者等に指導していきたいと思います。</p>
	議長	<p>なかなかいい協議ができました。よろしいですか。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3 第24号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題とします。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔意見なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第23号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第24号議案については異議なしと決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しました。慎重審議ありがとうございました。</p>